

国の一時支援金を受給されなかった 道内事業者の皆様へ

道特別支援金 A

道内事業者の皆様へ
道特別支援金
時短・外出自粛等による影響緩和

概要

本道では、昨年の秋以降の感染症の再拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛の要請などの対策を講じてきており、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた方々など、全道の様々な事業者の皆様にも経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金制度を創設します。

要件 1

① 時短対象飲食店等 との取引がある事業者

※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼり
など、飲食業に提供される財・サービスの
供給者

または

② 外出・往来の自粛要請等 による影響を受けた事業者

※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、理美容関係、各種教室、商店、札幌市以外や昼間営業の飲食店など、人流減少の影響を受けた事業者

要件 2

2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同期比で50%以上減少

※1：比較する月を2020年11月及び12月とした場合は、前年同月のみとする

※2：売上を前年と比較できない方々への特例措置も実施

(例) 2020年4月～12月に創業した方など

給付額

中小法人等 20万円

個人事業者等 10万円

申請受付期間

2021年4月1日～8月31日

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL：011-351-4101

受付時間 8:45～17:30

(平日のみ ※7月は土日祝日も対応)

注1：要件1の①について、時短対象飲食店等（2020年11月から2021年2月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となった事業者）との直接・間接の取引がある事業者が対象です。

注2：要件1の②について、道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者が対象です。

注3：札幌市内の2020年11月から2021年2月28日までの時短要請の対象である飲食店等は、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外です。

注4：道特別支援金Aは国の一時支援金の受給者は申請出来ません。（重複受給は不可）

道特別支援金の対象イメージについて

★従来の「道特別支援金」は「道特別支援金A」とします

4月1日から受付を開始している「道特別支援金」は「道特別支援金A」とし、従来通り8月31日まで申請を受け付けます。

★「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金B」）を設けます

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々（前年または前々年同期比30～50%未満減少）を対象に、「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金B」）を設け、給付します。

	売上50%以上減少	売上30～50%未満減少
令和2年度 11～3月 の影響	【国の一時支援金】 法人上限60万円 個人上限30万円 受付終了	国の一時支援金の対象とならない方 (国に申請していない方を含む) 【道特別支援金A】 (従来の道特別支援金) 法人20万円 個人10万円 8月31日まで 受付中
令和3年度 4月以降 の影響	【国の月次支援金】 法人上限20万円 個人上限10万円 6月16日から受付(4・5月分) 7月1日から受付(6月分) 8月1日から受付(7月分) 9月1日から受付(8月分)	【道特別支援金B】 法人10万円 個人5万円 7月2日から受付

※この図は各支援金の対象者をイメージしたもので、各々の対象については要綱等で確認下さい。
※道の特別支援金Aと道の特別支援金Bは併給可能です。
※国の一時支援金と道の特別支援金Aは併給できません。
※国の月次支援金と道の特別支援金Bは併給できません。